

○駐車禁止除外指定車両に対する標章交付

(第 4 条の 2 第 1 項)

改正 平成 21 年 2 月 13 日 令和 7 年 4 月 1 日

審査基準

令和 7 年 4 月 1 日作成

法令名	岡山県道路交通法施行細則
根拠条項	第 4 条の 2 第 1 項
処分の概要	駐車禁止除外指定車両に対する標章交付
原権者(委任先)	岡山県公安委員会
法令の定め	道路交通法第 4 条第 2 項(公安委員会の交通規制)
審査基準	
標準処理期間	10 日
申請先	申請者の住所地又は勤務地を管轄する警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部交通規制課
問い合わせ先	申請先となる警察署の交通課(交通第一課及び地域交通課を含む。)又は交通部交通規制課